

資料編

資 料 編

資料1 策定経過

(策定期間：令和6年10月～令和8年3月)

年 月 日	内 容	備 考
令和6年10月28日～ 11月15日	町民健康意識調査	○回収票数：456票（45.6%）
令和7年 6月17日～ 6月27日	保健福祉推進員会議 の懇談会	○入谷地区：6月17日 入谷公民館 5人 ○志津川地区：6月23日 総合ケアセンター南三陸 15人 ○歌津地区：6月26日 歌津総合支所 7人 ○戸倉地区：6月27日 戸倉公民館 5人
令和7年 8月18日～ 10月31日	地区計画部会	○志津川地区：8月18日 5人 9月24日 7人 ○歌津地区：8月18日 7人 10月1日 15人 10月30日 6人 ○入谷地区：9月9日 4人 10月28日 4人 ○戸倉地区：9月17日 4人 10月31日 5人
令和7年 8月19日	子ども支援連絡調整 会議の懇談会	町内の小中高校の養護教諭、保育施設 の保育士 14人
令和7年 9月17日～ 9月19日	分野別計画検討会	○適正な飲酒：9月17日 ※アルコール対策として開催 ○休養・睡眠：9月17日 ○身体活動・運動：9月18日 ○歯と口腔の健康：9月18日 ○たばこ対策：9月18日 ○栄養・食生活：9月18日 ○生活習慣病予防・重症化予防：9月19日
令和7年 9月24日	第1回 南三陸町保健福祉 総合審議会	第3期健康づくり計画について報告
令和7年11月26日	第2回 南三陸町保健福祉 総合審議会	第3期健康づくり計画について審議

年 月 日	内 容	備 考
令和7年12月24日	第3回 南三陸町保健福祉 総合審議会 (書面会議)	第3期健康づくり計画(素案)について 審議
令和8年 1月 7日～ 令和8年 2月 6日	パブリックコメント	○意見：なし
令和8年 3月27日	第4回 南三陸町保健福祉 総合審議会	第3期健康づくり計画について審議

資料2 策定協議組織

南三陸町保健福祉総合審議会

南三陸町保健福祉総合審議会設置条例

平成17年10月1日
条例第93号

(設置)

第1条 町民の健康づくり及び福祉の充実に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として南三陸町保健福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保健福祉に係る諸計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 保健福祉に関する施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

南三陸町保健福祉総合審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	職位等	区分		備考
1	入 駒 成 穂	宮城県気仙沼保健福祉事務所 副所長兼地域保健福祉部長	第2号委員	外部識者	
2	西 澤 匡 史	南三陸病院医師	第1号委員	医師	
3	小野寺 勉	歯科医師	第1号委員	歯科医師	
4	小 坂 克 己	薬剤師	第1号委員	薬剤師	
5	熊 谷 岳 哉	南三陸町立小・中学校長会会長	第2号委員	学校関係者	
6	佐 藤 和 則	元町職員	第1号委員	学識経験者	
7	沼 倉 善 子	民生委員児童委員協議会 会長	第2号委員	団体代表	
8	後 藤 一 磨	行政区長連絡協議会	第2号委員	行政区長	
9	千 葉 みよ子	愛の手をつなぐ親の会会長 (障害者福祉関係者)	第2号委員	団体代表 障害者家族	
10	鈴 木 清 美	おもちゃの図書館代表	第2号委員	障害者家族 福祉事業者	
11	星 雅 也	社会福祉法人 旭浦会 特養老人ホーム慈恵園施設長	第2号委員	福祉事業者	
12	佐 藤 徳 憲	社会福祉法人社会福祉協議会 会長	第2号委員	福祉事業者	
13	佐々木 房 江	保健福祉推進員	第3号委員	行政協力員	

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日(2年間))